

(令和7年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和7年8月26日(火) 15時30分～17時30分

2 場 所 総務省1階 低層棟102会議室

3 出席者 林座長、石田構成員、魚住構成員、加藤構成員、神山構成員、
小西構成員、齊藤構成員、坂巻構成員、宍戸構成員、末吉構成員、
鵜田構成員、藤原構成員、山口構成員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 地方税制のあり方に関する検討会における議論の状況
- (3) 個人住民税における現年課税化
- (4) 出国者等に係る個人住民税の調査等
- (5) 閉会

5 議事の経過

議題について、林座長及び総務省から説明を行い、その後意見交換が行われた。

(「地方税制のあり方に関する検討会における議論の状況」に関する主な意見等)

- ・ 新たに導入する都道府県間で調整を行う清算制度は交付金制度とは異なるものであるが、これを踏まえつつ、いつの所得データ等で清算することとするのか検討すべきではないか。
- ・ 清算の実施方法について、すべての都道府県が一の機関に納めた上で、各都道府県に対し配分する方式も考えられるのではないか。
- ・ インターネット銀行について、顧客の住所地都道府県別の預金残高を確認することはできないのか。

(「個人住民税における現年課税化」に関する主な意見等)

- ・ 応益負担の観点からみると、前年所得課税であることから受益と負担が1年ずれている状況である。現年課税化の意義として、受益と負担の一

致という点をもう少し強調すべきではないか。

- ・ 現年課税化をするかしないかの議論というよりも、いつになったら、どうなったら現年課税化できるのか、という議論をすべきではないか。
- ・ あるべき論も重要だが、一方で市町村や企業の方々においてはかなりの事務負担の増加につながる。あるべき論とは別に、実務的なメリットについてももう少し深掘りをするということも考えられるのではないか。
- ・ これまでの議論において課題は出尽くしており、現年課税化の意義も明確化しているため、マイナンバーの活用等によって現年課税化を実現していくことが考えられるのではないか。
- ・ 企業の立場からは、企業の事務負担が増える現年課税には反対である。
- ・ 企業と自治体において、現年課税化によって新たに事務が増えるだけでは納得が得られない。デジタル化も伴うことで、現年課税化した場合に、ある事務は増えるが、別の既存事務が不要となるなどの整理をし、トータルで事務負担が減るということを考えるべきではないか。
- ・ eL TAXをうまく活用していくと、資料P 1 1、1 2に記載の所得税方式、市町村精算方式において企業が行うとされている業務が、地方税共同機構や市町村に代わることも考えられるようになる可能性があるのではないか。
- ・ デジタル化が進み、ワンクリックで還付ができるような仕組み等ができれば、年末調整等に係る企業の負担が軽減し、納税義務者にとってもわかりやすいものになるのではないか。

(「出国者等に係る個人住民税の調査等」に関する主な意見等)

- ・ 企業においては、退職者について、他の市町村に転居、転出をしているのか、出国しているのか把握できていない可能性もある。企業からは、年の途中で退職した者についても給与支払報告書を提出されるものの、市町村において後から調べると、既に出国していて、連絡が取れない状態であるケースもあり、課税が困難となることがある。

- 資料P 3、4を1つに合わせると、出国する年はいつも課税されずに済むということになり得る。賦課期日が必要という点から難しい問題だが、フローに対する課税であることから、何らかの整理をする必要があるのではないか。

(以上)